

天台智者大師別傳並に註釋について 〈承前〉

山内舜雄

まえがき

天台智者大師別傳並にその註釈については、先に駒沢大学学報（復刊第二号）及び印度学仏教学研究（第四卷第一号、第七卷第一号）においてそれぞれ系統的な説明を試みたが、紙数の関係で異本の対照や細部の問題に立入ることができなかつたので、いま異本の対照を左に掲げるにあたり、多少の重複を顧ず、意を尽しえなかつた点をより詳しく論じてみたい。

中心とする智者大師の伝記研究は種々行われたのであろうが、その中から前出の諸註が整ったかたちで現存することとなつたのは、ひとえにその背後の教学勃興の気運がこれら別傳研究者を促して後世まで流布するが如き比較的すぐれた註釈を作製せしめたからであろう。

また徳川期における大師伝研究の系統は、体素、忍鎧、可透等の天台家と、日詔、如海等の日蓮家とがあり、前者がきわめて訓詁的であるのに對して、後者とくに如海の紀年録が編年体をもって大師の行蹟を記述し歴史的日時の推定に正確を期そうと試みたことも前述した。ことに如海が、大師出誕の年を大同四年と推定したことは歴史的にみてきわめて重大な問題であるから、以下彼の行つた巧みな論証を吟味してみよう。

「大師誕靈年數雖有異說今依別傳并統紀以梁武帝大同四年爲正說謹、曇照等の註（前者は早く散失している）と、徳川期における四明天台興隆に応じて出た考証、句讀等の二時期に大別されるようである。而してこのほか各時代においても別傳を

まず如海は、別傳並に統紀に拠つて大師の出誕を大同四年（五三八）とおさえる。

「大師享年壽數雖有異說今依別傳并統紀以六十歲爲正說也」と、次に大師享年の壽數を、同じく別傳並に統紀にしたがつて六十歲と定める。

「大師壽數以六十歲爲正說也隋文帝開皇十七年十一月二十一日大師與晉王遺書曰貧道在世六十年又柳顧言大師碑文曰端坐遷神春秋六十章安別傳曰春秋六十此等之文歟如白日誰人迷之自開皇十七年逆次推曆者大師降靈梁武帝大同四年也學者其勿惑焉」

かくして示寂した開皇十七年（五九七）から六〇年を逆算すれば、大同四年（五三八）が生誕の年となるわけである。

しかし、かく簡単にはゆかない。道宣の統高僧伝は六十七歲入滅をいい、伝教大師が守護章のなかでこれを引用しているからである。

「山家大師守護章并傳法偈謂大師六十七歲入滅者淮南山續僧傳稱揚其德行暫引而爲證故未論壽數異也」

伝教大師が守護章に六十七歲説を採ったのは、客観的に価値ある統高僧伝によつてその徳行を称揚せんとしたためであつて、壽数の相違を論ずることは関係がない、と如海はこれを説明する。

と同時に、統伝の六十七歲説の誤りを統伝自身によつて否定するとともに別伝、統紀の大同四年生誕六〇歲入滅説を逆に論証しようとするのである。

「南山所撰大師傳未委推年曆故前後混亂其義不正既謂開皇十七年

六十七歲而滅然何謂承聖屬元帝淪沒北度陝州尋討名師年十有八而出家焉即以六十七歲逆次推曆者大師降誕梁武帝中大通三年也自中大通三年至承聖三年元帝淪沒時大師二十四歲也則其翌年梁敬帝紹泰元年二十五歲而出家矣何謂十有八乎蓋南山依章安法琳兩記雖撰大師傳未委推年曆故前後無次謂承聖元帝淪沒之後十有八而出家者依別傳大同四年誕應之說謂六十七歲入滅者依法琳中大通三年降靈之說乎讀續僧傳人其能察之焉」

すなわち統伝のいう如く、開皇十七年六十七歲入滅ならば、同じ統伝の中に北魏が考元帝の荊州梁廷を覆滅したいわゆる元帝淪沒の時、大師は陝州にのがれ年十八で出家するというのではなくて、開皇十七年六十七歲で示寂したとするとその出誕は梁の武帝の中大通三年（五三二）ということになり、承聖三年（五五四）元帝淪沒の時大師は二十四歳でなければならぬ。そして大師の出家は考元の敗の翌年とされているから、この計算でゆくと二十五歲出家となる。統伝が、元帝淪沒の後十八歳で出家すといふは別伝の大同四年説に拠り、六十七歲入滅というは法琳の中大通三年説に依るというのは、二重の出誕年時が存在することとなり明らかに撞着である。もつとも、法琳の伝は早くから散佚している故、中大通三年生誕説を法琳の説とするのは、あくまで如海の推定によるものである。

さらに如海は、曇照註の大同五年説を次の如く論破し、自

説を補強する。

「曇照別傳注亦不委推年曆故前後多違既謂梁大同五年誕應然何謂智者入陳時年三十既光大元年乎又謂陳大建七年秋初入天台然又何引輔行云時年三十八乎以大同五年降生順次推曆者大師入陳時二十九歲入天台時三十七歲也此不委推曆故前後無次證真以大師誕靈爲大同五年者蓋依此注而誤乎別傳等既謂開皇十七年六十歲而滅以六十歲逆次推曆者大師降靈梁大同四年也照何不深考乎或注謂大同五年者傳寫誤乎當改大同四年也」

智者入陳の年を光大元年（五六八）三十歳とすれば大建七年（五七五）の天台入山は当然三十八歳となり、これは大同四年（五三八）生誕説に拠っているわけである。もし大同五年（五三九）の生誕ならば入陳の光大元年天台入山の大建七年はそれぞれ一年ずつずれて、二十九歳と三十七歳とならなければならぬ。一方において大同五年生誕をいい、他方三十歳光大元年入陳、三十八歳大建七年天台入山をいうは、これまたあきらかに矛盾である。如海は、曇照が深く考えなかつたためか或は伝写の誤りか、といつてゐるが、曇照注が甚しい誤りをしていることは忍鎧の考証などが手ひどく批判しているくらいであるから、おそらく前者であろう。しかし統紀は、この曇照注を「最爲詳要學者謹之」と賞揚し且つ引用しているので、統紀が大同四年説である以上あるいは写誤と考えられぬこともない。

けれど如海の紀年録には、これ以上の追求はない。というものは、承聖三年（五五四）の孝元の敗は大同四年説をとれば統紀のいうごとく十七歳でなければならず、その翌年紹泰元年十八歳出家となるのであるが、それを別伝は年十五にして孝元の敗に遭つたといい統伝はこれを志学の年としている。統伝には多少の含みがあるようと思われるが、ともかくこの点では両者誤りを犯しているのである。この問題については、平了照氏が「天台智者大師傳に關する一考察」（大正大学学報、昭一〇）において詳論されている。

上述の如く、ことごとく曆を推して年時の推定に努力した如海も、反面字句等はすべて曇照註に依存し、厳密な出典の検尋はこれを怠つてゐる。いまそれによつて生じた甚しい過誤の一例を挙げよう。

紀年錄詳解上の「大建七年乙未」の下に、

「南史列傳五十五云始興王叔陵字子嵩陳宣帝第二子也照云大建十四年出守洞庭海云若大建十四年出守洞庭者其時大師在台山不可謂車返瓦官異日可考本史案大師入山者實大建七年始興王施供及得法減少爲其發由故別傳續傳並述始興王之事畢次之以仍謝遣門人之語故今以始興王之事繫大建七年」

の文がある。ここで如海の論じてゐることを要約すると、大師の入山は大建七年であるから照註のいう如く始興王の事件が大建十四年のことであるならば、この時大師は金陵にいる

筈はない。したがつて始興王の事件は大建七年のことでなければならないと云うのである。しかし「異日可考本史」といっているものの南史そのものには全く当らなかつたことは明瞭である。何となれば、照註の南史からの引用文は、

「大建元年封始興王十四年遷都督湘州刺史故出守洞庭」

とあり、十四年とあるのは南史をもつて検すると四年の写誤であること明らかである。しかるに如海は照註の南史の引用文をそのまま信用して南史自体には当らなかつたため、如上の議論を開する結果となつた。

このことは南史をみれば、始興王は大建四年上掲の引用文の如く湘州刺史となり大建九年楊州の刺史となつて還つてゐるから、おそらくこの間の出来事であつたと推察される。正確に原典に当らず、照註をそのまま孫引きして議論をすすめた如海の欠点は、他面照註の誤謬を指摘しているものの、照註の犯した誤りを数多く繰返すこととなつたのである。年時の推定にすぐれた見解をもつ紀年録としては不思議に感ぜられるほどである。

源信の天台大師和讃は顔氏画讚の影響をうけたものであるが、音律、詩格よりみても堂々たる調律を有し、莊嚴なる宗教的雰囲気が横溢している。源信の天台大師尊崇の深厚さが、よくこの和讃によつて窺われる。

この系統のものとしては、実海（文安二年1446—天文二年1533）の天台智者大師和讃聞書があり、降つて寶曆二年（1952）といだけあって、忠実に原典を検尋したことは認められる。ただこれら日蓮天台両家の智者大師伝研究者たちは互になんらの交渉をもたず、試みに紀年録をみれば自宗の日詔の訓導記を擧げるのみであり、逆に考証や句讀も訓導記や紀年録に

ついては一言も触れるところがない。これは当時の両宗の事情に由るのであろう。両者が交渉し合つたらより成果があつたであろうが、我々としては、訓詁的に詳しい考証と年時の推定に努力した紀年録の両者を有することは好都合である。

別伝の異本系統については、前掲の拙論でだいたい曇照註本、明本、山家靈應傳中の別伝の三本あることを明らかにした。そのうち最も問題となるのは靈應傳中の写本で、忍鎧は別傳考証においてこの系統の写本数本を対校してその本文としめた。靈應傳の筆写過程が不明な現在、結局この考証の本文を左に掲げて明本、曇照本を対照させたわけであるが、前述の如くこの山家靈應傳中の別伝は写誤脱字のきわめて多いものである。そこで、異本対照に先立ち、なぜ忍鎧がかかる不完全な、写誤脱字の多い靈應傳系統の写本を底本とし、整った明本や曇照本と対照しつつ本文の校訂を行ったかということを、いちおう推考しておく必要があると思われる。

忍鎧が、なぜ靈應傳系統の写本を底本としたかについて先ず考えられることは、靈應傳は古来伝教大師の真編と伝えられ、現在でも伝教大師全集中に収録されている。したがって、たとえその伝写過程において写誤脱字の多いものであっても、これを棄てて明本や曇照本を用いることは、忍鎧の伝統的立場からは忍び難いものがあったのではないか。山家靈應傳系統の写本を流布せんという考証の後序は、明らかにこれをもの語っている。

しかし、このような写誤脱字の多い靈應傳系統の写本を底本としたからには、忍鎧は、その本文の校訂において明本や曇照本とはなはだしい破綻を來さぬよう並々ならぬ苦心を払

本と対照して詳細に吟味すればあまりに明らかである。そして忍鎧のかかる苦心が、靈應傳系統の別伝と明本または曇照本との差異を明瞭に示す結果となつたのであるから、彼の努力は相当高く認められてよいわけである。考証の巻末には、「二十餘年已來予ガ綿力薄材ヲ以テ心ヲ此傳ニ勞スル事有レトモ年代隔遠ナルカ故ニ年月等ニ至ルマテモ委ク知ル事ヲ得ス庶クハ英達ノ人之ヲ翻刻シテ盡ク辨セン事ヲ俟ノミ」

わなければならなかつた。このことは、考証の本文を前記一本と対照して詳細に吟味すればあまりに明らかである。そして忍鎧のかかる苦心が、靈應傳系統の別伝と明本または曇照本との差異を明瞭に示す結果となつたのであるから、彼の努力は相当高く認められてよいわけである。考証の巻末には、「二十餘年已來予ガ綿力薄材ヲ以テ心ヲ此傳ニ勞スル事有レトモ年代隔遠ナルカ故ニ年月等ニ至ルマテモ委ク知ル事ヲ得ス庶クハ英達ノ人之ヲ翻刻シテ盡ク辨セン事ヲ俟ノミ」

とあるから、二十余年にわたる労作であったことが知られる。さらに引続いて、

「予淺識寡聞ナレトモ照註ニ増註ヲ述々京師ノ書林ニ附シテ流布

セシメント思ヒ二三紙餘モ綴リシカトモ彼注差違多ク寫誤モ多ケレハ史傳等ヲモ檢尋シ畢リシ時俄ニ關東ヘ下リテ事務多端ナルノミニ非ス桑榆ノ暮景ニ迫リ衰病日ニ侵シテ……其志ヲ遂ル事アタ

ハス」

といつてゐるから、照註の増註を企図したようであるが、これは引文の理由からして成就しなかつた。因に、照註の増補はそのご唯一度中国の興慈が近く民国十九年これを行つてゐること、さきの別伝輯註のところで述べた。

以上忍鎧が靈應傳系統の写本を用いた理由を明らかにしたのであるが、他の体素註や句讀などが何故靈應傳系統の写本に拠らなかつたかといふことも、これに引続いてやはり推考

しておく必要があろう。

すなわち明本に依った体素註は、靈應伝に関しては全くい
うところがない。詳しい註釈まで施しているのであるから、
明本自体の不適当と思われる箇所を訂正する際、当然靈應伝
中の別傳が参考されてよいはずであるが、全然触れるところ
がないのを見ると、或はその存在を全く知らなかつたのであ
るうか。又は知りつつもその内容をみて等閑に附し去つたの
であろうか。恐らく前者であるように考えられるが、諒解に
苦しむところである。なお妙法院にも靈應伝の写本が現存す
るが、書者及年時不詳とあるから、果して体素在世當時存し
たものかどうか不明である。

しかし、可透が、別傳句讀において靈應伝系統の写本すな
わち考証の本文に拠らなかつた理由ははつきりしている。と
いうのは、可透は考証にある註解には多くの贊意を表してこ
れを攝取しているのであるが、本文は全くこれを用いず、ま
さしく明本に拠っているのである。これ句讀の著者可透が、
結局不完全な靈應伝系統の写本に依った考証の本文の不自然
さを認めた結果でなくてなんであろう。

次に、もう一つ注意すべきことは、体素註と考証とを比較
してゆくと、そこに極めて類似した註釈が見出されるという
ことである。両者の確かに関係があることが、内容的に推察さ
れるのである。ただし考証 자체としては、体素註については

なんら触れるところがない。しかし、忍鎧の住した川越喜多
院の四十一世啓真（瑞雉）の書いた代々経歴略記（天保十二年
六月撰）によると、同院三十五世忍鎧の経歴を述べて、
「寶永四年十一月住叢山禪林五年於法曼院爲灌頂阿闍梨九月紫宸
殿清涼殿並新成焉妙法堯延親王修安鎮法師爲八鎮阿闍梨」

とあるから、体素（堯延親王）の別傳註の序文を書いた堯延親
王とは、忍鎧は宝永五年頃から知己であつたことがしられる。
一方妙法院にある堀延親王の、別傳註の序文の末には「日本
寶永八年辛卯春三月十六日」とあり、体素の別傳註は宝永八
年にできたことがわかる。すると忍鎧は、堀延親王を通じて
当然堀延親王の別傳註は知つていなければならぬ。しかる
に忍鎧が、考証の中ですこしもこの註に触れないのは、おそ
らく次の如き理由であろうと推考されるのである。

先ず体素註には、曇照註の誤りをそのまま引継いで相当な
誤謬がある。考証の中には、曇照註を指して解けのわからぬ
たわごとなりと決めつけているように、忍鎧の曇照註批判は
かなり手書きらしい。したがって、もし体素註を出すならば、
曇照註に倣つて、これにも相当書きらしい批判を与えるなくては
ならないわけである。しかし、当時高貴な地位にある堀延親
王に対して、かかる批判は憚かられたであろうから、忍鎧は
その採用すべきものはこれをとつても、敢て体素註を挙げる
ことはしなかつたのであろう。それに体素註は刊本ではな

及與怒人
謂寢

且詣思所。

具陳是相

臨席讚曰。

老僧嘗聽賢子之法耳。

不孤。

仍其法喜

知音。

梁陳。

衆咸彈指

定。澀。

先門。

開法華經題

周弘正。

小莊嚴寺。

負水。

難不稱捷。

累旬。

不議而。

心慮於弦。

方圓如像。

如

句

捷

戈

無し

倒作正弘

開上有請字

成無

智朝

共成

無し

其乎其事共智朝成無し

興

任如飲誠

戈

宗祖

智共

清耳

調鑒

寶冥出窟。並諸勸助。乘捨身衣。堂今尙在。琳瑯三課。斂民兼人。若自。拾橡。慟咽。蓋少。形如黑雲。魑魅。遶砌。松巢。無毫差也。能辨此寺。淹流。常宿於石橋。東川。若息緣。

宜并自琅。象歛。若虺。無し。日嘗。拱無し。自下有行。哽。碁果。憶果。日章。起嘗。拱無し。

并自琅
尚下有割註

自下有行
小

碁果
作憶缺觀字

日章

起

嘗

拱

無

川下有割註

見一作

州一作

化導。澹無驚喜。殷勤。願示諸不建。析理。激揚。四遣道人。朱雷。傳宣。左右。禪鑑。游浪法門。散動之慮。搭然痛惱。凭機而坐。香氣徘徊。師衆。禹穴。徐孝克。采捕。嚙嗜。因繁糧池。師云江魚化。

贊 粧 因繫延慰
讚 师下有割註
贊 有一作 繫
贊 因下有割註

談 懈懶 云達 同擊 折 以 越 师 机 兄
傳宣 廬 以 越 师 机 兄

流 因下有割註
遠守繩牀
逐其本願
惠遠圖像
全無侵擾
斯秉
夕
四
久非其分
一無可取
嫌誚
人汎
因以成性
優旨
仰醉
外護
人汎
虛空
教
早趨
彝
能仁本
各等視
非從臆說
六十四生
蛇暴賀
逐其本願
惠遠圖像
全無侵擾
斯秉
夕
四
久非其分
一無可取
嫌誚
人汎
因以成性
優旨
仰醉
外護
人汎
虛空
教
早趨
彝
能仁本
各等視
非從臆說
六十四生
蛇暴賀

遠 宙 鏡 鏡
苔 氣 下 有 亦
几

斯秉
逐其本願
惠遠圖像
全無侵擾
逐其本願
斯秉
夕
四
久非其分
一無可取
嫌誚
人汎
因以成性
優旨
仰醉
外護
人汎
虛空
教
早趨
彝
能仁本
各等視
非從臆說
六十四生
蛇暴賀

大 永 金 西 邁 遷 永 大
西 永 炳
無し 無し 倒作無一
無し 無し

她 觀 差。 亞 越 時 酬 無し 無し

炳
永
倒作無一
無し
無し
乏
胎
奉 徒 差 無し
合 麽

梵○昨○幽○若○衆○皓○荒○寺○交○幡○沿○淘○今○徐○鋒○仰○宿○措○備○況○譚○併○夏○旱○僧○夜○幽○吟○共○然○廢○舊○候○華○道○溝○王○陵○起○過○植○心○有○在○事○重○命○高○命○典○釋○素○欵○

白旗銘無し

是 沈[○]道俗共 影皓 茫自郊 緣洮會 作僕射 遏厚曆 降令 濶覃屏亢
梵下有

○胡一作

最初面受而便當終此地勢當不久。二白塔參高孝信用施貧無姓王之王乃云有疾不須進前也分滿兩分藥何能遣齋飯書四十六字。犀角命淨掃灑餘人所不見熏修三觀四無量心喜怒呵讚云何身冷既而歸風噪還更飛去

可 可 命 上 有 正 餘 乏 無 將 惠

將說下有之
參下有軍
無し
乏
仍須下有強
所爲飲下有安。十下無六
書下有安。
所爲飲
節
無し
熏修下有耶。字
觀下有四教

香幡。天香寺。奉慕尊靈。以期冥示。光焰。欣差。因極寢臥。宗親感歎。師現常形。其年十月。連水縣人。

挺。弘法三十餘年。爲生。天智。失方。三日。還至江津。如平生。悲喜見人。短脚還申。辭別洒淚。旋千市。悔不早親。追悔疚心。

爲二十八卷。三百科爲三卷。

斯旗鄉無し。羨困無し。疾施灑返憲。無し。

十下有一。咸困艷。觀漣漣。仍於瓦官寺。年在知命。牌門此是。過十五年當生此地。

三四。天挺生知。奉禮生平。失焉。

法喜。毛喜嘲之曰。優波鞠多。自善其辭。常行方等餓。豈償汝命耶。雖來索命。

銑法師云大師所造有爲功德造寺三十六所。大藏經十五藏親手度僧一萬四千餘人造栴檀金銅素畫像八十萬軀。傳法弟子三十二人。隋天台智者大師別傳。得法自行不可稱數。終。

慧因嘲。憲。發。盡。

喜因嘲。索償命。善其識人。無し。天無し。年六十五乃來也。

字。考。悔。不。缺銑法師以下六十二。

缺此一句。

考証の本文には細註して異本を挙げてゐるが、その中明本及曇照本に当るのは之を省略した。而して「東川一作州」の如き、東川を東州となした異本のあることを示してゐるが、これは明本にも曇照本にもないから、従つて忍鎧の見た数本の靈應伝系統の写本の中か、或は底本となした彼の云う別本なるものの中に存したことは確実である。殊に句讀は本文を

東州としているからこのような写本が存したことことがわかる。

故に考証の本文に挙げた異本中、明本や曇照本に該當しないものは之を参考までに掲載することとした。なおこの点は靈應伝系統の写本を広く検尋すれば明瞭になることと思う。こんごの研究課題であろう。

三

以上三本を比較対照したのであるが、その中特に重要な異同に就いてのみ推考してみよう。

先ず題号の異同であるが、明本には「隋天台智者大師別傳」曇照本には「天台智者大師別傳」とあり、考証本は伝教大師全集所載の靈應伝中の別伝と同じく「天台山國清寺智者大師別傳」となつてゐる。なおこれを伝教越州錄に見ると「天台智者大師別傳」とあり曇照本のそれに等しい。その他、釈教目録、義天錄、或は大唐法華錄等では単に「天台大師別傳」としてゐる。然しあれにせよ別伝と呼ばれるようになつた

のは後世のことであつて、最初行状と呼ばれていたことは、別伝自身の文からも又は百錄からも立証せられるから、一応現在の題号に就いてその所由を辿つて見よう。

曇照註には其の卷頭に、

「所レ言別者對レ總得レ名總則南山續傳三十卷列成三十科……」

と別伝の意味を説明しているが、之に対しても考証は、

「照註曰所レ言別者對摠得レ名摠則南山續傳三十卷列成三十科續傳雖レ出於後大師行業亦在其中故得レ成レ摠此ハコマリタル疎キ料揃ナリ……南山續傳ヲ作ヲルヘシト豫シメ推知シテ總トシテ此ニ對シテ別傳ト題シタマフヘキ筈ハナシ……章安尊者ノ此傳ヲ撰シタマフニハ行狀ト題スト見ニ本傳末云謹書二十條繼三十狀末ニ又云謹狀百錄云弟子灌頂記錄爲行狀一卷ニ又云上行狀一卷ニ顏氏撰傳云灌頂法師所レ著行狀此等ノ文ニ據レハ行狀ト題ノ別傳ト題セサルコト明白ナリ行狀行業記ノ傳ノト云ハ同シ事ナレトモ別ノ字アルカ故ニ對スル所アルナリ推知スルニ章安滅後ニ南山續傳ヲ著シタマヒテ流布スルカ故後人別傳ト稱スレハ遂ニ其題號トスルナルン荆溪師モ別傳ニ云ト引タマフハ後ニ改ルニ依テ別傳ト云ナルヘシ」

と詳述しているが、これによつて最初行状と云われたものが別伝と呼ばれるに至つた理由は大体尽されてゐると思われる。確かに南山の智顕傳の中には「事見別傳」とこの行状を別伝と呼んでいるから、荊溪の頃までには続伝の流行とと

もに別伝と云われるようになつたのであろう。玄義の私記縁起の釈籤の文に「已下九德竝在二大師別傳」とあり、又止觀輔行一之一に「滅後祥瑞等具如二別傳」とあるは、このことを示している。ただここで考証は、上の引用文の如く単に南山の總伝に対し別伝となした照註は、南山の總伝の方が後であるから予めこれを推知して此に對して別伝とする筈はないから「此ハコマリタル疎キ料揃ナリ」と酷評しているが、更に曇照註には、

「問大師出於陳隋南山生於唐代何故得云從總出別答南山
續傳雖出於後乃搜索高流共爲一部大師行業亦在其中故
得成總」

の文がある。これは曇照が、總伝の灌頂滅後十三年を経た、貞觀十九年(六四五)に撰せられたこと位は悉知していて、この問答を出したことは明であるから、曇照のいう意も南山の總伝流行の今日、此れに対し別伝と云うのであると取るべきで、考証の言は自家の見を立てんとして、しいて曇照註を曲解したと評すべきであろう。この点曇照註のために弁護しておく必要がある。以上で別伝の所由は明かとなつたと思うが、問題なのは天台智者大師と云う題名である。この点に関しては流石の考証も何等触れるところがない。勿論明本の如く隋の一字は無かつたであろうし、大師の謚号も唐代以後のことであるから大師の二字も無かつたと見るべきであろう。

而して「天台智者」の語は別伝撰時以前の百錄の文に屢々見られるから恐らく「天台智者行狀」というのが当初の題号ではなかつたかと想像される。又百錄の他の例に従えば、智顥禪師(百錄第二十一、第二十二等)とあり、晋王に菩薩戒を授け智者の称号を得た後の、第三十二条には智者禪師とある。而してこの別伝が煬帝に奉つたという関係から見ると当然智顥禪師よりは「智者禪師」の称号の方が用いられたであろうから、若し前記の「天台智者行狀」でなければ「天台智者禪師行狀」といわれたようと思われる。

これより本文の異同に就いて特に重要な点を検討すれば、先ず卷頭の大師についてである。明本、曇照本は大師となつてゐるが考証本は先師に作つてゐる。而して大師の語は明本や曇照本に従えば後に唯一回「大師傳」佛法燈(稱爲智者)の有名な文のところに出てくるのみで都合二度しか用いられなく、他はみな先師となつてゐる。前の題号のところで述べた如く大師の謚号は僧史略によれば唐より起るのであるから、この大師も考証本の如く先師の方が適當するようと思われる。百錄の序も、

「先師以陳大建七年歲次乙未……」

と先師を以て始つてゐる。然るに唐以後大師の謚号あるに応じて、この卷頭の先師を、權威ある大師に改めたのではなかろうか。但し考証本は卷頭は先師とするも後の「大師傳」佛

法燈」のところは、矢張り大師となしているが、伝教大師全集所載の靈應伝中の別伝にはこのところも先師となっているから、靈應伝系統の写本はみな先師になつていてある。恐らく忍鎧の抛れる別本なるものも先師とあつたのである。どうが、この「大師傳_二佛法燈_一稱爲_二智者_一」の文は、後世智者大師の称号の起る根拠となれるものであろうから、明本に従つたのであるまいか。句讀は、

「大師大一本作レ先爲_レ是」

といつて、先師の方が適當なりと認めている。

「又夢呑白鼠……揃字煥然兼輝_ニ隣室」に対する考証本の、「因覺_ニ體重……言訖而失」という文は甚しく明本や曇照本と異なるところであるが、この文は続伝の、

「又夢呑白鼠如是再三怪而ト之師曰白龍之兆也及誕育之夜室內洞明信宿之間其光乃止内外胥悅盛陳鼎俎相慶乃火滅湯冷爲事不成忽有二僧扣門曰善哉兒德所熏必出家矣言訖而隱」

と殆んど同じである。しいて異なるところを出せば、続伝の「相慶」「言訖而隱」が、「相慶賀」「言訖而失」となつてているだけである。

従つて明本や曇照本からみれば、あきらかにこの文は続伝からの挿入の文のように思われる。しかし続伝は文々句々ほとんど別伝に拠つてゐるから、たとえこのようない致が存するとしても、あえて不思議ではなく、かえつて明本や曇照本

の方こそ、この文を欠いていいるとも考えられぬことはない。このことは、さらに靈應伝中の別伝に関する伝写過程等が明らかにならないかぎり、にわかに決しがたいが、たしかに考証本が続伝と密接な関係を有することは、このようない致の外に、微細な点においても明本や曇照本と異つて両者は一致するところが極めて多い。例せば、明本、曇照本が「初啓」「非從_ニ臆說」とあるに對して、考証本は「初契」「非徒臆說」と作つてゐるが、これは続伝と同じなのである。

したがつて考証本と続伝との、かかる類同は、明本や曇照本の立場からみて、これを別伝と続伝との折衷されたものとみるべきか、或は続伝に等しきが故により原形にちかいと見るべきか、問題であろう。また、忍鎧自身が続伝によつて改めたとも憶測されうる。ともあれ、このことは靈應伝自体の研究によつてのみ明確にされうること先にくり返えし述べた如くである。

「初啓」は考証本のみ「初契」となつてゐるが、いすれが適切なりやについては、考証、句讀等によつて種々解釈がなされているので、これは後に註釈を吟味する際に論ずることとする。

「招手」は曇照本のみ「扣手」に作り、さらにその註に「彼處有_ニ扣手石_一存焉」としてゐるが、のちに此の夢を再説するところでは、「憶観招手相引時」となつてゐるから、招手

の写誤であること明らかである。「天台山方外志古蹟考」にも、勿論招手石とある。

「從兄」は、考証本が「辭兄」に作っているが、注意すべきは統紀が曇照本と異って「辭兄」となっていることである。これは恐らく靈應伝が転写の間に統紀によつて影響されたとみるべきものであろうか。伝教大師全集所載の靈應伝中の別伝も「辭兄」になつてゐる。統記との関係は、さらに考究を要する点である。

「詣慧曠律師兼通方等」に対し考証本は、「詣慧曠律師律師兼通方等」と律師を二度くり返してゐる。この文からみれば、「兼て方等に通ず」の主語が慧曠律師であることは明瞭である。しかるに後世統記などが、「初從_ニ慧曠_一學_ニ律兼通_ニ方等_ニ」と、この文を書き改めてゐるので、往々「兼て方等に通ず」の主語が智者大師の意味に誤解されやすかつたことは事実で、句讀も「兼通_ニ方等_ニ謂_フ下曠師非_ニ但精_ニ律通_ニ大乘_ニ也年譜以爲_ニ大師事_ニ者誤。」と、百錄の戒應の年譜「依_ニ慧曠律師_ニ精_ニ通律藏_ニ而未_ニ受具_ニ前曾北面依_ニ學方等_ニ」の文を、誤りなりと指摘しているくらいである。慈本の大師伝なども統記に従つてやはり大師のこととしている。

しかし統記や年譜の文は、慧曠が律に精しいのみならず兼て方等にも通じていたから、これに北面して事えた大師も結局律藏に精くなり兼て方等にも通ずる結果となつた——と

いう意味で、大師を主体に書き改めたとみるべきであるから、決して句讀のいう如く年譜が誤りなのではない。ただし、このような文が別伝自体を読むときは往々にして誤解をおよぼすから、考証本はとくにもう一度律師とある、主語の明確な靈應伝系統の写本に拠つたのであろう。伝教大師全集中の靈應伝には、ご丁寧にも「慧曠律師」が二度くり返えされているのである。

その他、「老僧嘗聽賢子法耳」をはじめ、最後の銑法師以下の六十二字を欠くことなど、まだ論すべき点は多々あるが、今回は紙幅の関係で、これにて止める。なお次の機会には、註釈の細部の異同についてまで、詳しく論じてみようと思う。